



りそな銀行アジアニュース

平成 21 年 6 月 15 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【上海駐在員事務所】

「増値税の輸出還付率の最新調整について(5)」

2009年6月3日、中国財政部と国家税務総局は、世界的な需要の減少により、景気低迷が続いている輸出産業の支援策として、6月1日より、一部の増値税の輸出還付率を更に引上げることを発表しました。

引上げ対象商品は、農産物、鋼材、薬品等中国の有力な輸出製品、トランク・靴・帽子などの労働集約型製品、及び家庭電気製品など約620品目に及びます。増値税輸出還付率の引上げは、今年に入って3回目、昨年8月以降、7回目となり、約252億元(約3,600億円)の還付額増加が見込まれており、税収を減少させてでも輸出を振興するという中央政府の意向が汲み取れます。今回の調整の内容については以下の通りです。

【品目別の増値税輸出還付率】

NO	品目	調整前	調整後
1	テレビ用送信設備、ミシン機 等	14%	17%
2	缶詰、ジュース、生糸などの農業二次加工品、電動ギアポンプ、セミトレーラーなどの電気機械製品、光学部品などの計器、インスリン製剤などの薬品、トランク、靴、帽子、傘、毛髪製品、おもちゃ、家具 等	13%、14%	15%
3	一部のプラスチック、陶磁器、ガラス製品 一部の水産物、旋盤用工具 等	11%	13%
4	合金鋼異種材等の鋼材、建築構造体等の鋼鉄製品、はさみ等	5%	9%
5	コーンスターチ、アルコール	0%	5%

出所:「一部商品の輸出還付率の更なる引上げに関する通知」(財税「2009」88号)

照会先:法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京)電話 03-5223-6672
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。 *禁無断転載